平成２１年（フ）第１４６７号
大阪府柏原市円明町６番15―110号、前住所大阪府八尾市志紀町南２丁目１番地の１
債務者　竹内　将貴
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５４２号
堺市堺区香ヶ丘町２丁４番５号、前住所堺市北区東雲東町１丁４番20号　アバンドール東雲403
債務者　奥　　俊明
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５４３号
堺市堺区竜神橋町１丁１番12号
債務者　上田　誠子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５５９号
大阪府河内長野市昭栄町11番１―402号
債務者　伏見　　繁
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６１９号
堺市中区八田西町３丁５番３号
債務者　松本電気設備工業所こと　松本　昌弘
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６５０号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目１番１―404号
債務者　田邊　正昭
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６５１号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目１番１―404号
債務者　田邊　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６５６号
堺市北区北長尾町７丁１番17号　レクリオ谷203号
債務者　寺杣三恵子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６６４号
堺市南区城山台３丁１番11―308号
債務者　和田久美子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７１６号
大阪府羽曳野市高鷲３丁目５番43号　ニューバリーハイツ101号室
債務者　原　由美子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７２０号
大阪府高石市綾園３丁目13番１―102号
債務者　青野　行男
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７４２号
大阪府高石市取石４丁目16番26号
債務者　加賀山雅樹
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３３７号
香川県高松市高松町2378番地10
債務者　永野　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３３８号
香川県高松市高松町2378番地10
債務者　永野真由美（旧姓北原）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１３１号
新潟県新発田市真野原外3538番地１
債務者　笹川　久子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１５３号
新潟県村上市桃川1187番地２
債務者　白木　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１５４号
新潟県新発田市豊町１丁目１番９号　マリアージュ206
債務者　佐藤タツ子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１６０号
新潟県村上市府屋212番地３
債務者　小林　　正
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部